

京都市告示 6 6 1号

平成27年4月1日から、平成20年3月31日付け京都市告示第451号の一部を次のように改めます。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

項目	旧	新
用途	建設局都市整備部整備推進課における許可, 証明等の事務	建設局都市整備部整備推進課において所掌する事務

(建設局都市整備部整備推進課)